

○財務省告示第二百二十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年四月十六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

十一 一 発 行 価 格	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	行	争	非	者	特 別 参 加	八 国 債 市 場	行	争	非	者	特 別 参 加	ロ 国 債 市 場	イ 入 札 発 行	七 払 込 金 額	行	争	非	者	特 別 参 加	ハ 国 債 市 場	行	争	非	者	特 別 参 加	者 第 I	
平成三十年四月十六日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額の金額とす。 額の整数倍の金額によるものとす。	五万円					千五百八十八億八千八百七万円							千三百六十五億二千七百七万円	五千七百七十億二千四百五十五万円					で、千三百七十億円	た、千三百七十億円	条、第一項の規定に基づき発行した	特別会計に関する法律第四十六				で、千三百三十七億円	た、千三百三十七億円	利付国債について、額面金額

ロ イ

十 十
三 二

十 四

十 五

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争

初 期 利 子

後 第 二 期 利 子 以

額 以 額
面 上 面
金 の 金
額 そ 額
百 れ 百
円 ぞ 円
に れ の につ
き 応 き
百 募 百
二 価 二
円 格 円
十 十 五
一 一 銭

年 ○ ・ パ セント
募 入 決 定 の 通 知 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に よ
る 定 算 期 日 に 払 い 込 む の と 規

$$\frac{\text{償 回 金 額 の 総 額}}{100} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{27}{365}$$

平 成 三 十 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{償 回 金 額}}{100} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 各 支 払 期 に お
い て そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 金 期
限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
三 大 銀 金 六 子
十 臣 行 額 十 支
年 か 　 百 年 支
四 ら 　 円 三 払
月 通 　 に 月 う
十 知 を つ き 十
六 を 百 日
日 受 円
　 け 　
　 た 　
　 者